

教職員定数改善と教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書の提出について

教職員定数改善と教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書を別紙のとおり提出するものとする。

令和 3 年 6 月 2 2 日提出

秦野市議会文教福祉常任委員会
委員長 谷 和 雄

提案理由

小学校における 3 5 人学級への段階的な移行を踏まえ、全ての子どもたちの教育的ニーズに応じたきめ細かな支援体制と安全・安心な教育環境の充実を図るため、中学校における 3 5 人学級の実施、教職員定数改善の推進及び義務教育費国庫負担制度の負担割合を 2 分の 1 に復元することなどについて、国に意見書を提出するものであります。

教職員定数改善と教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書

令和3年4月1日に施行された公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律により、小学校の学級編制の標準が5年間をかけて計画的に40人から35人に引き下げられることとなった。少人数学級の実現は、教育現場からの長きにわたる強い要望の一つであり、その必要性は中学校においても変わらない。

さらに、全ての子どもたちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現するとともに、教育的ニーズに応じたきめ細かな支援体制と安全・安心な教育環境を整備するため、今後は30人学級の実現についても検討すべきである。

また、新型コロナウイルス感染症は、今なお警戒が必要な状況にあり、心理的なストレスを抱えている児童・生徒に丁寧に寄り添うことが求められていることから、教職員が今まで以上に子どもたちと向き合う時間を確保することが必要である。

そのため、教員の負担を軽減するためのスクール・サポート・スタッフやICT支援員、子どもたちに様々な視点から関わるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門職種の配置を拡充するとともに、個別の教育課題に対応した継続的な教職員定数の改善が不可欠である。

これらの実現のためには、国が必要な財源を保障することで、子どもたちが全国どこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが必要である。

したがって、国においては、次の事項の実現に向け特段の措置を講じられるよう要望するものである。

- 1 中学校での35人学級を早急に実施すること。また、30人学級の実現に向けて検討すること。
- 2 学校の働き方改革・長時間労働の是正を実現し、教職員が子どもと向き合う時間を確保するために、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
- 3 スクール・サポート・スタッフやGIGAスクールサポーター、ICT支援員等の配置の拡充のための必要な財源の保障を行うこと。
- 4 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月22日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
様

秦野市議会副議長 露 木 順 三